

ID: 205

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第60条		
例規番号	平成9年条例第33号		
<b>【基準】</b> 第60条の規定による。 (罰則) 第60条 詐偽その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日